

# ギンザー教授の「ポポフ教授とギブソン博士 の現在原価会計の見解」に対する反論

山谷公基

## 目 次

- I ポポフ (Boris Popoff) 教授の現在原価会計の見解に対する反論
  - 1. はじめに
  - 2. 資本概念
  - 3. ポポフの資本概念の批判
  - 4. 非貨幣資産上の保有利得
  - 5. おわりに
- II ギブソン (R.W. Gibson) 博士の現在原価会計の見解に対する反論
  - 1. はじめに
  - 2. 主体観と指數適用の問題
  - 3. 価格と収益
  - 4. オーストラリアの提案とイギリスのS S A P 16について
  - 5. おわりに

## I ポポフ (Boris Popoff) 教授の現在原価会計の見解に対 する反論

本論文の原題は“What Holding Gains on Non-Moneytary Assets in a C.C.A. System?” The Austrarian Accountatant, July, 1978 である。

本論文は、ポポフ教授が書いた論文、原題は、Boris Popoff, “Holding Gains as Components of Business Income”, The Austrarian Accountant, November, 1977 である、をギンザーが批判したものである。

ポポフ教授の略歴は次の如くである。ポポフはニュージーランド、デュネディン、オタゴ大学の会計学の準教授である。彼はクラレモント男子校の客員教授であったし、またクラレモント大学大学院の経営学専攻の教員の一員であった。彼は、またパークレーのカリフォルニア大学経営学部の研究員の位置にあった<sup>1)</sup>。ギンザーは彼を教授 (Professor) として扱っているので、ここでもそれに従うこととする。

註の i, ii ……はギンザーの註であるが、1, 2 ……は筆者の註である。

### 註

1) Boris Popoff, "Holding Gains as Components of Business Income", The Australian Accountant, November, 1977, p.611.

### 1. はじめに

ギンザーは次のように述べる。「私はいくつかの理由のために、ポポフ教授の論文“企業所得の構成要素としての保有利得”(Holding Gains as Components of Business Income)に答える義務があるようだ。すなわち、第1に彼は営業能力資本に基づく、また非貨幣資産上の“保有利得”を所得として認識しない、現在原価会計(CCA)組織を批判して、私——ギンザーのこと、山谷——の非難をする。第2に、彼が批判する財務会計組織は現在原価会計と名付けられたオーストラリアの暫定的会計基準<sup>1)</sup>の表明に含まれているところのものであり、それ故に、その問題は今日的問題である。第3に、ポポフの論文によって悩まされた利用者が、それを基礎にして、理論を組み立てるために一つの試みをするかもしれない。第4に、彼によってなされた表明は論破される必要がある」(p.355)。このような趣旨で、本論文は述べられている。

## 註

- 1) The Australian Society of Accountants, and The Institute of Chartered Accountants in Australia, Statement of Provisional Accounting Standards, Current Cost Accounting (DPS 1.1/309.1), October, 1976.

### 2. 資本概念 (pp.355—356参照)

“企業所得と保有利得（もしあれば）の性質は企業所得の概念において、明白にあるいはそれとなく用いられる資本維持の概念と、密接に関連しているという”<sup>1)</sup>、ことがポポフによって言われる時、彼は正しい。所得(保有利得を含むところの)は、すべての資産の全価値が全資本資金（修正される資本資金を含むところの）を超える時のみ存在しうる。

ポポフが非難のために説明する資本の営業能力概念は、全資本資金が特殊（一般ではなくて）購買力における諸変動によって修正されるところのものである。これは各実体の営業に用いられている資産の特殊価格の変動にあわせて修正された資本資金（たとえば、現在原価修正勘定を通じて）である。これは暫定的基準に含まれている方法である。ポポフは、例えば棚卸資産の現在原価における増加の全修正額は現在原価修正勘定に貸記される、ということを主張する。また、現在原価における増加が一般価格水準における増加を超える時<sup>1)</sup>、“保有利得”のある部分が認識されると、いうことも主張する。

しかしながら、ポポフの言う上の“保有利得”的ある部分が認識される、ということから導かれる資本概念とは、いかなるものであろうか。彼は論文のむすびの部分で次のように述べている。“資本と所得の測定において、勘定が一般価格水準変動の影響を取り入れる時、企業の営業能力に基づく

資本の概念から投資に基づく資本の概念に転換されるべきである”<sup>ii)</sup>。ここで、”投資に基づく資本”とは、何を言っているのであろうか。資本の営業能力概念は、また”投資”たとえば企業に投資されたすべての資本資金に基づいたものである。

ポポフは論文の最初の方で、棚卸資産の全保有利得（たとえば、現在原価の動きが一般価格における動きを超えるところの範囲で）をいかに計算するか、また認識するかの具体例を示しているが、彼は”企業の財務的安定性 (financial stability) を損なうことなしに、全保有利得は分配され得ない”<sup>iii)</sup>、ということを述べる。彼の資本概念は”借入資本と所有主持分との間の関係の現状維持”<sup>iv)</sup>、すなわち現在の負債比率と同じ持分の維持を意味する<sup>2)</sup>。“それ故に、保有利得の維持・分配は、われわれが維持しようとする借入資本に対する所有主持分の比率と同じ比率であらねばならない”<sup>v)</sup><sup>3)</sup>、という彼の表明によって理解される。彼は全保有所得のうち、所有主持分に相当する部分は所得（利潤）として認めず、オーストラリアの提案における現在原価修正勘定に、この部分を計上することを考えている。

## 註

i ) Popoff, op. cit., p.611.

ii ) ibid., p.619.

iii) ibid., p.615.

iv) ibid.

v ) ibid., pp.615-616.

1) ポポフの例 (p.612参照) では、一般価格水準は安定的、つまり一定であるとして、取り扱われている。現在原価、すなわち特殊価格水準のみが変動し、その変動分が保有利得として計上される。彼はどのような一般価格指数が用いられるかについては、研究の余地がある、としている (p.619参照)。

2) 具体的には、次のようにある。なお、単位はドルである。

所有主持分 50,000 } この状態が財務的安定とすれば、負債比率は60,000 : 50,000,  
借入資本 60,000 } つまり 6 : 5 である。

#### 期間 2

所有主持分 70,000 } 所有主持分が70,000になったとすれば、負債比率は84,000 :  
借入資本 84,000 } 70,000, つまり 6 : 5 である。

このように、負債比率が期間 2 においても、期間 1 と同じ比率で維持されるべきである、というのである。

3) 2)と関連して、今保有利得が期間 2 で \$10,000 算定されたとすると、所有主持分では、 $\$10,000 \times \frac{70}{154} = \$4,545$ 、借入資本では、 $\$10,000 \times \frac{84}{154} = \$5,455$  と割り振りされる。彼は、借入資本に生じた \$5,455 は分配可能である、とする。従って、この部分については、資本維持のために追加借入が必要となる。

### 3. ポポフの資本概念の批判 (pp.356—357 参照)

ポポフの資本概念は借入資本に対する所有主持分の比率と同じ維持を、また“適切な一般価格指数”による資本修正を、必要とする<sup>1), 1)</sup> 彼の資本概念のこれらの構成要素の両方が、今や批判されるであろう。

最初に、“借入資本に対する所有主持分の比率”は、純粹に財務的事項である。経営管理は経済的な、危険なまた他の要因に依存しながら、その財務構成を時々刻々変えていくが、それが一つの比率として表される。時のある点に存在する比率は神聖なものではないし、またそれは利潤決定のための原理ではない。この比率は下に述べるような配当金の配当方針を決定すること等の財務的事項に役立つものである。

営業能力についてのポポフの関心は、現在原価修正勘定に非貨幣資産の現在原価における増加を貸方記入することが、時間の経過につれて、借入資本に対する所有主持分の比率を増加させていくという結果をまねく、というところにある<sup>2)</sup>。しかし、もしもある時に、経営者がそれ故にこの比率を修正せねばならないと考えるならば、配当金は現在原価修正勘定の残高から株主になされ得るということの事実を彼は見過している。また、配当

することによって不足する分は追加借入によって、補充されることになる。この場合の配当金は資本金の払戻しになる。

次の問題点は、ポポフが資本修正のために、一般価格水準を使用する、という論点である。この点について、ポポフが論ずる観点を三つ取り上げ検討しよう。

(1) “株主持分の購買力を維持するための必要性”<sup>3)</sup>について→これには、二つの側面がある。一つは株主個人の会計における持分の購買力の維持と、二つは企業の会計における株主持分の購買力の維持である。前者の個人的投資実体（株主個人）の持分の購買力の維持は株主個人の原初投資額をその個人的指数で修正することによって得られる。個人的指数(the personal index)は株主が住んでいる場所や株主の個人的消費形態等に依存しているが、それが用いられる。株主個人は彼ら自身の帳簿に、投資者として彼らの業績を記入する必要がある。一般指数を用いる必要はない。後者の場合、企業の会計に株主持分の購買力の維持を持ち込むことは計算をゆがめることになる。多くの株主が企業に関係している限り、彼らを満足させる一般指数を作ることは困難であり、また彼らの持分の購買力を維持することも困難であろう。企業の会計では、個別営業にとっての特殊価格指標によって、資本は修正されるべきである。

(2) “貨幣諸勘定上の購買力損益を測定すること”<sup>4)</sup>について→営業能力資本に基づく財務会計組織においては、貨幣項目上の保有利得あるいは損失は、それらが保有されている期間におけるさまざまな貨幣運転資本項目または長期貨幣資産項目に適合する特殊価格指標を用いる、ことによって算定される。この項目に対しても、一般指数は用いられるべきでない。

(3) “一般価格水準変動を考慮に入れないと……組織は、もしもインフレーションがないならば同じ利潤数字を示すであろう”<sup>5)</sup>について→インフレ

ーションが異なる時点で、——特に時間を通して——各実体に影響する時、まさに一つの一連の一般価格指数を用いることは不可能である。われわれは国家の観点から貨幣の変動する価値を語ることが出来るが、個人の観点からは語ることが出来ない。

一つの一般価格指数は単に、それが計算される経済的共同体において起こる各種の特殊価格変動のすべての平均である。各個別の実体において上昇価格（インフレーション）の個別の影響を測定することが可能である時、われわれはその共同体における各実体のために、このおおよその測定(this rough measure)，つまり一般価格指数を用いる必要はない。

時間を通じて、貨幣の価値はたぶんあらゆる実体にとって、異なる時点で変化するために、われわれは会計における一つの单一の“測定単位”を有さない（また、有することが出来ない）。われわれは長さの測定の時、規則に基づく正確な長さである 1 メートルはすべて同意しうるが、あいにくこの事はドルの価値にはあてはまらない。

## 註

i) Popoff, op. cit., p.619.

1) 総資本における一般指標と特殊指標の差額分が保有利得となり、この部分が財務比率に従って、維持・分配される。なお、原価から一般指標までの変動分は全額資本修正項目とされる。貨幣諸勘定は一般価格水準で修正され、保有損益となる。棚卸資産や固定資産等は特殊指標、すなわち現在原価で修正される。

2) ポポフは次のように述べている (pp.615-617参照)。

ある企業が所有主持分 \$ 50,000, 借入資本 \$ 50,000 で設立され、取替原価が棚卸資産の 10%, 1 期間ごとに上昇する。一般価格水準は一定である。借入資本上の保有利得は分配される。

この場合、全資本に対して所有主持分が占める比率は、期間 1 では 50%, 期間 2 では 54.5%, 期間 3 では 58.6%, 期間 4 では 62.4% となり、この状況が続ければ、やがて 100% となるというのである。

この事が次頁の右上の図で示されている。

	期間 1	期間 2	期間 3	期間 4
貸 借 対 照 表	\$	\$	\$	\$
所 有 主 持 分	50,000	60,000	71,000	83,100
借 入 資 本	<u>50,000</u>	<u>50,000</u>	<u>50,000</u>	<u>50,000</u>
棚 卸 資 産	<u>100,000</u>	<u>110,000</u>	<u>121,000</u>	<u>133,100</u>
全資本に対して所有主持分が占める比率	50%	54.5%	58.6%	62.4%

3) Popoff, op. cit., p.619.

4) Popoff, Ibid.

5) Popoff, Ibid. ポポフの原文は次のようになっている「(3)もしも、インフレーションがその期間になかったならば、あるいは5%, 25%, 100%のインフレーションがあったならば、いわゆる一般価格水準変動を考慮に入れない取替原価会計に基づく組織は（原価主義会計と——山谷）同じ利潤数字を示すであろう。ドルの大きさにおける変動に応じて再表示されない取替原価表示は一般価格変動の観点における企業資源の相対的経済的重要性に関する変動を示すことに失敗するであろう」。

#### 4. 非貨幣資産上の保有利得 (p.357参照)

われわれは、前に見たように、非貨幣資産の現在原価が一般指数よりもより大きい比率で増加する時、ポポフの言う保有利得はそれらの上に発生する。前に、一般指数はすべての実体にとって、資本維持のためには、適当でないということが論じられた。それ故に、二つのうちの要因の一つが有効でないであるから、ポポフの保有利得の計算は有効でないということになる。

そこで、私（ギンザー）は今や、他の要因の正当性、すなわち“保有利得”を測定するための現在原価における増加の意味に挑戦しようと思う。ポポフは彼の論文の617頁で次のように言う。“営業を継続するために必要な資産の現在原価における増加は資産の経済的価値を増加する、またそれ故に企業の管理下における経済的資源の価値を増加する”<sup>1)</sup>、と。この見解

は間違っている。“資産の現在原価における増加”それ自体は“企業の管理下における資源の価値”を増加しない。1資産における将来現金収入の割引現在価値が増加するならば、その時に単に、企業の経済的資源の価値は増加する。1資産のその“経済的価値”は企業への将来現金収入に、全体的に依存する。それ故に、これを伴わない現在原価における増加は原価、つまり費用の増加となるだけであり、逆に企業に対する資産の“経済的価値”を減少させることになるであろう。

実体の投入量の現在原価が一般価格の増加よりもむしろ大きな比率で増加するならば、実体は高い原価体质の産業になるために、その実体は悪くなるであろう。生産物の将来の販売はより困難になる。代替財をつくるための現在原価は同じ額にまで増加しないという高い可能性がある<sup>2)</sup>。株主に対する“保有利得”（また、このように増加する報告利潤）を報告するかわりに、会社が悪い取引状態に、現在あることを彼らに、われわれが知らせるべきことは大変良いことである。1資産の現在価値の増加がある時点で、企業に投資された実質資本の額における増加を結果するが、しかしいかに一般価格が変動したかにかかわりなく、それはそれ自身、利潤を増加するものではない。

彼の論文の最初の方で、保有利得を認識するための彼の理由はそれが“原価節約”(Cost Saving)であるためであるということをポポフは述べている。すなわち“企業経営を続けることが意図される場合、取替原価における増加は‘原価節約’——もしも、資産が今、獲得されたならば、より多くの支出が必要であろう——からの利得を示す。この関連で見ると、保有利得は所得の性質と見られうるかもしれない。なぜなら、保有利得は所有主の投資価値——たとえば、同じ資産がより高い現在原価で獲得される企業における投資との比較において——に加えられるためである”<sup>1)</sup>。

私は、価格が上昇する前に、それを購入したA社がそれをしなかったB社よりもよい立場にあるというポポフの意見に賛同するが、"良好さ"におけるこの相違は異なる方法で、現在原価会計組織においてもなされるであろう。この組織では、貨幣項目上の購買力損益を認識することについての事柄も含まれる。例えば、A社が価格の上昇前に、棚卸資産を現金で購入したとする。B社はこれをしなかったとする。従って、A社には、棚卸資産が、B社には、現金が存在しているとする。関連する項目の価格が上昇する時、A社では、棚卸資産上に保有利得が、B社では、現金上に購買力損失が計上される。この組織では、保有利得は資本項目として処理され、購買力損益は損益項目として処理される。この場合、A社はB社よりも高い利潤を報告することになる。

## 註

i) Popoff, op. cit., p.612.

- 1) ポポフの本論文の pp.616-618は、ギンザーに対する批判がまとめられている。概略、次のような事柄である。(1)上でも見たが、営業を継続するために必要な資産の現在原価における増加は……経済的資源の価値を増加する。資本修正として、そのような増加分を報告することは企業の富の増加をかくすことになるし、またそれは正しい報告にはならないであろう。(2)“企業それ自身が関係する限り,”長期負債の額と株主によって拠出された額との間に、相違がないという見解は認められ得ない。(3)は3節の註2で説明したことである。(4)利潤の分配可能性は取替原価利潤の額よりも、ポポフの言う資本の維持概念をとれば、多く分配され得る。(5)ギンザーの見解は貸借対照表の資産の側を重要視し、企業の資産の融資を反映する持分の側を軽視している。(6)投資は貨幣の形でなされるから、あるいは貨幣同等物で測定されるから、その経済的意味またそれ故に、その“真の”価値は購買力によって示される。(7)企業の実体概念とは、何であろうか。企業の現実的見方は個人、資源、現状、また利害関係の一つのかたまりを企業の機能や企業の諸目的と関係づけて見るべきである。それは、企業が機能している経済的、社会的また政治的環境の関係の中に、また企業が関係している利害の多様性の中に企業の性質を見るということである。(8)営利企業の業務の営業成果と状態の測定において現在取替原価を用いることの価

値は認められるが、それだけでは不充分である。

2) 代替財を造る場合、従来のものよりももっと安価に造られ得るということである。

## 5. おわりに (p.358参照)

彼の論文の最初の節で、ポポフは次のように言う。“営利企業によって獲得されたまた使用される商品の購入価格における増加から生じる保有利得が企業所得の部分を形づくるとして、正しく認められうる範囲”を現在原価会計組織で試みようとすることがある、と。また、ポポフは非貨幣資産上の保有利得はある範囲——論理的理由による——で現在原価会計組織において、企業所得に含まれるべきでない、ということものべている。

たとえ、ポポフが、“全保有利得が企業の財務的安定を損なうことなしに、分配され得ない”<sup>11)</sup>ということを論じるとしても、彼は借入資本に生じる保有利得のその部分を利潤の中に含めるということをすすんで行なう。しかも、彼は“保有利得のこの部分からの配当金の支払いは借入によってなきねばならないであろう”<sup>12)</sup>、ということを言うのである。

もしも、追加的長期資本金が取り替えられる財貨と同額になるまで増加されないならば、すなわち同じ営業能力水準を継続することが望まれると仮定すれば、そのような“保有利得”的部分は実体によって、配当金として支払われ得ないということが示され得る。もしも、追加的資本が、これらの“保有利得”から配当金を支出するために増加されねばならないならば、それらは実体にとって“利得”(あるいは、“利潤”)であるべきでないであろう。それらは実体の利潤として報告されるべきではない。この目的のためにある短期間の借入金が、継続的になされねばならないということが、またそれ故に追加的長期資本の不足額にそれを合わせるだろうと言うことが示され得る。

しかし、ある場合に、追加的借入資本の不足額が穴埋めされ得ないならば、どうなるのであろうか。このことはポポフが非貨幣資産上の全“保有利得”のある部分をさえ、利潤として認めないとということを意味するのであろうか。さらにもう少し言えば、より多くの借入資本を増加するための彼の努力が、充分に行なわれる前に、彼の全利潤を常に、報告できるのであろうか。借入資本に対する所有主持分の一定の比率を維持しようとする資本概念（非貨幣資産上の“保有利得”について彼の言う部分を含めて）から算定される利潤を基礎づけようとする彼の方法は財務と利潤の決定を混同している。

最後に、ポポフの資本概念にしぼって、筆者（山谷）の見解を述べ本章のむすびとしたい。第1に、ポポフは借入資本対所有主持分の比率を一定に保ち、それを維持していくとする。その場合、ギアリング修正によって、保有利得の一部分を分配可能利益とする。保有利得の一部分を分配すると、総資本のその部分に不足額があるので、それは短期借入金によって補充していくこというのである。

借入資本対所有主持分の比率を一定に保つということは、実際問題として困難である。私企業は利潤追求を目的としているから、公企業と異なり、その財務構成をそれに合せて変化させていく。資本の比率を一定に保つことは短期間では、可能であるとしても、長期間では、非現実的である。保有利得の分配後に、その穴埋めのために短期の借入資本を使用するということは、ギンザーも言うように企業内部の会計の問題というよりは、経営財務の問題であり、企業と金融機関との間の問題である。

第2に、ポポフは総資本を一般価格指数と特殊価格指数を使用して修正する。原初投下資本から一般価格指数までの修正分は資本項目に、一般価格指数から特殊価格指数までの修正分は保有利得とする。借入資本に伴う

保有利得は分配可能である、とする。

ギンザーも言うように、特殊価格指数を平均化したものが一般価格指数であるので、一方を資本に、他方を利得とする区別の理由が明らかでない。一般価格指数は貨幣の需給関係から生じるから資本項目であると見ているようであるが、価格変動には、貨幣の需給関係のみならず、他の多くの事項も関係するから一概には言えない。

第3に、ポポフは資本を貨幣資本と見ている。

これについては、ギンザーは主体論との関連で見ている。すなわち、所有主理論においては、貨幣資本の維持が、企業体理論においては、実体資本維持がとられる。ポポフはバッター（W.J. Vatter）に近い主体論をとるようであるが、資本維持との関連が明確でない。両者を統合して見ない限り、資本概念はあいまいにならざるを得ないであろう。

第4に、ポポフは所有主持分と長期借入資本は性質が異なるものであり、同一視するのはおかしい、と論じる。

ギンザーは所有主持分には配当金が、長期借入資本には支払利息が支払われるとして一応区別はするが、この両者は資本として、永続資本を形づくるものであり、従ってこれらから生ずる保有損益は資本項目とされる。元来から、所有主理論では、資産－負債＝持分という考え方があるが、実体論では、資産＝持分という考え方とされている。後者の持分概念には負債項目も含まれ、統一して把握されているのである。

## 註

i ) Popoff, op. cit., p.615.

ii ) ibid.

## II ギブソン (R.W. Gibson) 博士の現在原価会計の見解に対する反論

本論文の原題は“Accounting for Monetary Items under CCA: Comment”, Accounting And Business Research, Spring, 1983 である。

本論文は、ギブソン博士が書いた論文、原題は、R.W. Gibson, “Accounting for Monetary Items Under CCA”, Accounting And Business Research, Autumn, 1981 である、をギンザーが批判したものである。

ギブソン博士の履歴は上記論文には、記述されていない。

註の付け方については、前章と同じである。

### 1. はじめに

ギンザーは以下のように述べる。「この論文の目的は、ギブソン博士によって発表された論文（現在原価会計における貨幣項目のための会計——Accounting for Monetary Items Under CCA——）についての論評であり、またギブソン博士が読者を誤りに導くかもしれないある観点を議論しようとするものである。彼の論文の要旨は貨幣項目を扱う際に、オーストラリアの現在原価会計基準委員会によって取り上げられた接近についての批判的試みに向けられている。私（ギンザー）は、貨幣項目に関するオーストラリアの発表草案の初期の草案のために、直接に係わったし、またその際に部分的に、公表した叙述——すなわち、その委員会の委員として一に、責任を持っていたので、私は、反論のために説明する必要があると思うのである」(p.95)。このような趣旨で、本論文は述べられている。

## 2. 主体観と指標適用の問題

### (1) 実体的観点と所有主的観点の議論 (pp.95—97参照)

ギブソン博士の論文は企業の実体的観点対所有主的観点間の議論においてどちらかの主体観に立つものである。彼は確実に、所有主的側——充分正しいところの——に立っていると説くことがいくつかの彼の見解また議論から明らかである。しかし、この古い議論はそれらの‘企業’観を形づくっている（また、その財務諸表が表すべきことのために）異なる認知から生ずるということが、また両者はそれらの認知の支持において、それぞれの‘論理的議論’を生み得るということが指摘されるべきである。

実体的観点の人々は最適組み合せ（株主資本と借入資本について）について会社の設立者の考えに依存しながら、株主と借入資本の供給者の両者から結果する必要資本とその資源を所有するものとして企業を理解する。彼らは持分資本上の保有利得と借入資本上の保有利得について、それらが算定される場合、利潤の中に含めるということをしない。資本の両形態は実体の資源を支えるために必要とされる。前と同じ営業能力が維持されるべきであるとするならば、それらの保有利得は分配されるべきではない。財務諸表は実体それ自身の業績と状態を利害関係者に報告すべきである。

他方、所有主的観点の人々は、実際に実体の資源を所有するものとして、またすべての負債（借入資本を含む）を所有するものとして株主を理解する。彼らは単なる持分資本を‘資本’であるとし、また純資産による株主の利害を報告することが財務諸表の目的である、と見る。それ故に、彼らは、借入資本上の保有利得が報告される利潤数字に含まれるべきであるということを信じる。

図1は二つの異なる観点を表したものである。異なる観点の基礎は確定したものではなく、私（ギンザー）の仮説に基づくものである。ギンザー

図1 企業についての観点

(単位: ドル)

(a)実体的観点 <sup>1)</sup>		(b)所有主的観点 <sup>2)</sup>	
資本 <sup>3)</sup>	資産	資本	資産
持分資本 50	固定資産 60	持分資本 50	固定資産 60
借入資本 50	棚卸資産 30		棚卸資産 30
	貨幣運転資金 10		貨幣運転資金 10
			100
			(-)長期借入金 50
<u>100</u>	<u>100</u>	<u>50</u>	<u>50</u>

が、以下述べている事は九州産業大学「商経論叢」第36巻第2号、ギンザー教授の「会計概念と行動的仮説」について——山谷著——の中のIII. 異なる概念のためのある行動的仮説、で論じたものと内容は同じである。そこで、ここでは要点と上述の論文でくわしく取り上げていない部分のみを抜粋して論じようと思う。

企業についての認知あるいは概念は所有主理論や実体論等各種考えられるが、どれが正しいかを証明することは困難である。なぜなら、これらの認知と概念は傾向、つまり価値の概念構成の派生物であるためであり、またこれらの傾向は人の環境や社会的歴史等の影響を受けているためである。

所有主的観点に立つのは次のような人々である。企業で実質的に、多くの株式を所有している人、公共的会計士、監査人、多くの単独の株式所有者、小さな企業の株主経営者等がそうである。

実体論的観点に立つのは次のような見解を持つ人々である。責任が委譲されている（財務的管理人や会計士を含む）多くの企業の管理者は実体的観点を持つ、またこれらの人々の職業的階級が高くなればなるほど、ますます彼らはこの概念を持つ傾向がある。

仮構的法律的実体は、株主による利潤もしくは資本の回収についての法

律上の制限、株主が株式取引所（また、会社の事務所ではなく）で、彼らの株式を売買せねばならないという事実、また平均的株主が会社の経営において発言権を持たないという理由のために、多くの人々の認知において真実になっていると考えられる。具体的には、実体論とは、このような法律上認められた企業等を指すということである。

私（ギンザー）は、人が実体的‘同志’あるいは所有主的‘同志’のどちらかであるかを見分けるのは、観点の相違から可能である、ということを信じる。外部財務諸表を作成する上で諸目的を果たすためのこれらの責任は、純利益数字が関係される限り、二つの観点のうちの一つを用いる必要がある、ということである。このうちのどちらかを選ぶ決定は論理的議論ではなく、各人の仮説的背景に基づかれる。この決定をする場合の困難さは、アメリカにおけるFASBのみが会計基準設定のために、このきわめて重大な事項に取り組むことを試みたということにおいて証明されているように思える。

## 註

- 1) この観点は、資産=資本で示される。
- 2) この観点は、資産-負債=資本で示される。
- 3) オーストラリアでは、日本とは異なり、資本と負債の位置が逆になっている。

## (2) 使用するための適当な指数 (p.97参照)

ギブソン博士は、またこの論文で‘一般指数対特殊指数’の議論を復活させた。彼は、明らかにすべての貨幣項目上の保有損益を計算するために一般指数の使用をすすめる。この点に関する彼の態度は、完全に彼の所有主的観点と一致する。しかしながら、ギブソン博士は、貨幣運動資本上の保

有損益の計算のためには、適當な特殊価格指数の使用が実体的観点の現在原価会計組織において、内部的に矛盾のない方法であるという事実を認識すべきである。もしも、たとえばアルコール製品を独占的に、取引している企業が、アルコール上の物品税が減少する時に、貨幣運転資本を保有しているならば、取引は、より高い物品税が適用される時になされるよりも、減少する時になされる方が好ましい。この場合、保有している貨幣運転資本は実体的観点の現在原価会計組織においては、保有利得を記録するであろう。この利得の発生は平均的アルコール価格における減少価格比率に基づかされるであろう。一般指数がこの期間中に上昇したとしても、純貨幣運転資本上の保有損失を記録することは、この実体がアルコール取引に関係している限り、間違いであろう。

一般指数が貨幣運転資本上の利得や損失（実体的観点の現在原価会計組織において）を計算するために用いられるべき唯一の例は、一つの実体が大変多くの種類の商品を取引している場合であろう。いくつかの従属する実体<sup>1)</sup> (Several subsidiary entities) がそのようなさまざまな範囲の商品を、一般的に取り扱いはじめる時に、これは比較的量的には、少ない事例数においてのみ、起るということが信ぜられる。しかし、多くの特殊価格変動の指標——すなわち、各々の従属する実体にとって、異なる一つ——を用いることがその場合、常に可能である。

一般指数の使用（価格変動の影響のための会計にとって）についての一連の詳細な議論は著者（ギンザー）の前の論文<sup>1)</sup>で言及された。各々の、またあらゆる株主に適切である価格動向を描くある一つの一般指数を提示することは不可能である。このことについて、その論文でなされた指摘の一つは、单一の一般指数が資本維持目的のために（また、保有する貨幣項目上の利得や損失の計算のために）所有主的観点の人々にとって、正当には

用いられない、ということであった。株主の生活はそれぞれ全く異なる消費の型を持つのみならず、また価格動向は著しく都市によって異なっている。さらに、多くの株主はさまざまな種類の大きさの実体であり、彼らの消費の型は個人の消費者よりも広い範囲の項目におよんでいる。より重要なことは、多くの株主は、企業が存在する国とは、真に異なる方法で価格が動いている海外の国々に住んでいる。イギリス企業の帳簿におけるイギリスの一般指数の使用が、いかにスイス、ブラジルあるいはスウェーデンの株主の“資本の一般購買力を維持”できるであろうか。

### 註

- i) Reg S. Gynther, "Why Use General Purchasing Power?", Accounting and Business Research, Spring, 1974, pp.141-157.
- 1) 子会社が取り扱い商品を、非常に多く増加させた時に、個々の商品に特殊指数を用いたのでは、手数がかかるので、一般指数を用いねばならないような事が起りうる、というのである。

### (3) 株主に対する利得の“否定”(pp.97-98参照)

実体的観点の採用は契約ドルの価額で固定されたままである長期貨幣負債から生じる利得を否定するが、そのことは株主への便益の概念の拒絶へと導くということを、ギブソン博士は主張する<sup>1)</sup>。彼は、この時‘長期負債に存在するという潜在的利得の否定の不自然さ’について論じつづける。しかし、実体的観点は、株主の会社の資産が長期負債によって融資されている時、そして一般価格が上昇する時、株主（すべての他のものが等しい時）が保有利得を得ることについては、拒否もしないし否定もしない<sup>1)</sup>。実体的観点は、実体自身が得ない‘利得’は実体の帳簿の中に記録されるべきでない、ということである。たとえば、もしも唯一の資産（例をあげると、土

地) が50%の持分と50%の借入資本によって資金を提供されている時、実体自身は、もしもすべての価額が一定期間に20%上昇するならば、良い状況ではない。すなわち、それはこの一つの資産——多くもなくまた少なくもなく——を所有しているままである。

株主が得るであろうある程度の利益は株価に反映されるであろう。完全な現在原価会計組織においては、株主は、株価が上昇する時、彼らの個人的に設定された勘定で彼らの株式投資を増価すべきである。増価した株式の締め切り時の価値が消費者価格指数の動きに合せて修正した彼らの開始時の価値を超える時、差額（利得）が勘定にもたらさるべきである。反対の動きは損失を生むであろう。（小売価格の指数は彼らの個人的に設けられた勘定に彼らの個人的資本維持のために、多くの個人的株主が用いるに当って適切であろう）。

価格が上昇する時、保有損失を記録する借入資本の貸手にとって、また利得（たとえ、直接的でないとしても）を記録する個人的株主にとって<sup>2)</sup>、それらの総合された情況は完全な現在原価会計組織で説明される。もしも、実体が、またこれらの各々の実体を記録するならば、それは二重計上になるであろう。

### 註

i ) R.W. Gibson, "Accounting for Monetary Items Under CCA", Accounting and Business Research, Autumn, 1981, p.286.

1) 1株主で1会社を経営しているような会社である。

2) 上の註1と同じ状況の場合である。

### 3. 価格と収益 (pp.98—100参照)

ギブソン博士は彼の論文中の‘価格と収益’の節の冒頭で次のように述べ

ている。資本には、借入資本と持分資本がある。前者の場合には、インフレーションの時、一定額の貨幣単位で返済すればよいので、利益が認識される。後者においては、株主によって調達された資本が実物単位の全資産の維持と結びつけられる場合がある。実物単位で会社の全資産を維持するために予定した計画は借入資本による場合よりも利潤を生み出すためにより高い収益を必要とするであろうということが、継続するインフレーションの期間においては、合理的に推定されうる<sup>1)</sup>。両者同じ利潤を計上するためには、借入資本の方が、インフレーション時には、無論支払利子率との関係もあろうが有利であろう。

しかし、借入資本上の利得が認識される時でさえ、ギブソン博士によって述べられた‘より高い収益’状況は当てはまると思われる。その事を示すために、一つの例が与えられる。われわれは、農家に土地を貸している会社が図2で示されているような財政状態をその年度初めに持っているということを仮定しよう。また、すべての価格がその年度に10%増加するということを仮定しよう。(すべての価格が同じ割合で動いているということが仮定される。これは一般価格上昇対特殊価格上昇また非貨幣資産上の保有利得について、見当違いの議論をさけるためである)。年度末に配当金として分配する全地代のために、実体的または所有主的貸借対照表が図3のように示されるであろう。

もしも、所有主的観点の人々が \$10,000 (たとえば、借入資本の上昇に

図2 開始貸借対照表 (単位: ドル)

持分資本	100,000	土 地	200,000
借入資本	<u>100,000</u>		<u>200,000</u>
	<u>200,000</u>		<u>200,000</u>

図3 期末貸借対照表 (単位: ドル)

実体的観点			
持分資本	100,000	土 地	220,000
資本剰余金 <sup>(1)</sup>	<u>20,000</u>		
全株主の資金	120,000		
借入資金	<u>100,000</u>		
	<u>220,000</u>		<u>220,000</u>
所有主的観点			
持分資本	100,000	土 地	220,000
資本剰余金 <sup>(1)</sup>	10,000		
留保利益	10,000		
(借入資本上 の利得)	_____		
全株主の資金	120,000		
借入資本	<u>100,000</u>		
	<u>220,000</u>		<u>220,000</u>

よって) の借入資本上の利得を分配しないならば、彼らは価格と収益との関係において、実体的観点の人々と同じ立場に、明らかになるであろう。そして、彼らは \$220,000 の再評価された土地上で、また、あるいは \$120,000 の全株主資金上で満足すべき收益率を達成するために努力し続けるであろう。借入資本上の単なる利得の認識は、それ自身についてある収益ないし現金を生むことはない。それは、単に帳簿上の記録である。

専門家諸団体によってなされた表明においては、借入資本上の利得は所有主的観点の人々によって分配されないし、またそれ故にその立場は間違いないなく、実体的観点の人々のそれと同じであろうということである。たとえば、ニュージーランドの現在原価会計基準No.1の4. 14節はこれらの意

味を含んでいる。すなわち、「株主に起因する現在原価利潤(利潤数値が借入資本上の利得を含むところの)は、慎重に考えれば分配されうる額を測定するためであると仮定されるべきでない」<sup>1)</sup>と。さらに、アメリカの財務会計基準33号の表明した124節は次の事項を含んでいる。すなわち、「この表明の趣旨である経営を継続するという観点から、現在原価所得の情報(借入資本上の利得を含まないところの)は分配可能な所得について利用者の評価のための基礎を提供する」<sup>2)</sup>と。

オーストラリア貨幣項目討議資料に対するギブソン博士の主要な批判は、それが最後の純利益の中に保有借入資本上の利得を含まないという事実についてである。しかしながら、この討議資料は開示されるべき数値を必要とするし、また各期間に含まれるこの利得額は現在原価剰余金勘定<sup>1)</sup>から‘ギアリング利得剰余金勘定’へ振り替えられるべき必要がある。(これは最新のまだ公刊されていない資料において、‘借入資本利得剰余金勘定’と名をつけ替えられた)。上述の土地の例を適用すれば、このようなことから、オーストラリア貨幣項目討議資料は図4における貸借対照表のようになる。

借入資本上の留保された保有利得である‘借入資本利得剰余金’の残高を、真に株主に帰属する利潤として理解することを望む人々はそうすることに自由である<sup>2)</sup>。さらに、ギブソン博士が彼の論文で、たぶん述べてきた事柄

図4 オーストラリア討議資料のもとでの貸借対照表 (単位: ドル)

持分資本	100,000	土 地	220,000
資本剰余金			
現在原価剰余金	10,000		
借入資本利得剰余金	<u>10,000</u>		
全株主の資金	120,000		
借入資本	<u>100,000</u>		
	<u>220,000</u>		<u>220,000</u>

については、その概念の討議資料の解説がこの事柄を含んでいる。すなわち、借入資本上のギアリング利得は実体の純利潤を増加させないので、もしも追加的実体的資金あるいは借入資金によって置き換えられないならば、ギアリング利得留保勘定からなされる分配金は実体の営業能力における減少を構成することになる<sup>3)</sup>。

これらのギアリング利得の分配を防止することについては、討議資料は何も試みていない。そのような分配金が実体の利潤として支払われているが、それは配当金からは分離された、また区別されたものであるということを、またそれは資本からの返済の一形態を構成することを、単に確実にしているだけである。

### 註

i) R.W. Gibson, op. cit., p.287.

ii) \$ 20,000は土地の再評価額から求める。最新のオーストラリアの提案において、これは次のように貸借対照表に表されるであろう。

現在原価剩余金	\$ 10,000
プラス借入資本利得剩余金 (+)	<u>10,000</u>
	<u>\$ 20,000</u>

iii) \$ 10,000の数字は次のように計算される。

土地の再評価額	\$ 20,000
マイナス借入資本利得* (-)	<u>10,000</u>
	<u>\$ 10,000</u>

\*これは上の借入資本利得剩余金と同じ意味を表している勘定である。

iv) The Accountants' Journal, April, 1982, p.117.

v) Statement of Financial Accounting Standards No.33, Financial Reporting and Changing Prices, Stamford, Connecticut: Financial Accounting Standards Board, September, 1979, p.60.

1) 評価差額は、一度現在原価剩余金勘定に集合し、そこから借入資本上の利得をギアリング剩余金勘定、つまり借入資本利得剩余金勘定に振り替えるということである。

2), 3) この二つのことから、ギンザーは借入資本上の利得を、本質的には利益と見

ていなかつてはいるといふことが知られる。

3) これはオーストラリア貨幣項目討議資料からの引用であるが、ページ数は示されていない。

#### 4. オーストラリアの提案とイギリスのSSAP16について

##### (1) 今やオーストラリアの提案はどうなるのであろうか (p.100参照)

これと同じ題をつけた節でギブソン博士は次のように主張する。貨幣項目（また、それ故に借入資本）の取り扱いに対するオーストラリアの提案の実体的観点の接近は、すべての興味ある関係者が現在原価会計の提案を充分に理解する時、完全に拒絶されるであろう<sup>i)</sup>、と。しかし、今まで述べてきたところから、彼の方が誤っているということが理解されるであろう。充分に練られた現在原価会計の草稿は1981年間中に、100の指導的会社、組織、大学またオーストラリアにおける他の個人に広められた。たとえ、それが貨幣項目討議資料に述べられているような借入資本に対するものと同じ実体的接近を含んでいたとしても、その草稿の文書の内容に対して大変好ましい返答があった。提案された現在原価とそれと一緒に準備されたガイダンス・ノートは、作成の時から、ずっとオーストラリア会計士協会やオーストラリア勅許会計士協会の実行委員会の手許に存在している。

##### 註

i) R.W. Gibson, op. cit., p.290.

##### (2) イギリスのSSAP 16について (pp.100—101 参照)

彼の論文の最後で、ギブソン博士は次のように論じる。すなわち、「イギリスのSSAP 16は前に概説した他の代替法よりも所有主的観点にさら

に近いものに結果する。それはギアリング修正を含んでいるからである」と。しかし、これは多くの場合において正しくない。

S S A P 16 は全体の一部分、すなわち借入資本上の所有主的観点の年次利得のみを認めるとすることが、利用者に明らかにされるべきである。多くの場合において、借入資本上に基づかされる‘ギアリング利得’は次のような部分、つまり減価償却費、売上原価、また貨幣運転資本修正に用いることによって算定される。すなわち、以下のような公式を用いて、それは求められる。

$$\frac{\text{借入資本}}{\text{借入資本} + \text{株主資金}}$$

その主要な点は、減価償却費が大部分、借入資本によって資金を提供されているとしても、それは全資本原価の 5, 10, 15 もしくは 20% 等を、単に示すだけである、ということである。償却可能な資産が関係する限り、減価償却に対する単なる上の公式の適用は認識される保有借入資本上の利得について同じ小さな割合に結果するであろう、ということである。土地のような非償却資産が借入資本によって資金を提供されている場合においては、S S A P 16 は全く借入資本上の利得を認識しないのである。

S S A P 16 によって生み出される平均的純利潤数値は、それが所有主的観点の純利潤であるよりはむしろより実体的観点の純利潤に近いということが、それ故に言われる。これがギブソン博士に対する反論である。

借入資本上の利得を計算することに関するイギリスの方法は実体的もしくは所有主的資本維持の方法のどちらにも基づかされない。それはイギリスにおいて現在原価会計のために最大の同意を得るために予定された混成の、実践的、非論理的妥協であり、またそれはこれをすることによって成功しているように見える。

註

i) R.W. Gibson, op. cit., p.290.

### 5. おわりに (p.101 参照)

オーストラリアの現在原価会計組織における貨幣項目の取り扱いのための提案についてのギブソン博士の多くの批判は彼の所有主的観点から生じている。正しいにしろ、間違っているにしろ、オーストラリア現在原価会計基準委員会の人々の多くは実体的観点をもつ傾向にあったということであつた。外部財務諸表が——特に、最後の純利潤が関係される限り——実体的もしくは所有主的観点を示すべきかどうかを多くの国々と同じようにオーストラリアにおける専門的会計諸団体も、まだ決定しない。

それ故に、たとえこれらの二つの観点のどちらかが最後の純利潤数値によって示されるとしても、この‘借入資本上の利得’の事項に対する良識ある短期間の解決法は、容易に確かめられるべき実体的観点と所有主的観点の両者の純利潤数値を示すような情報を報告すべきであると思われる。このことはアメリカやニュージーランドの現在原価基準、また提案されたオーストラリアの基準でなされていることである。

以上、ギンザーのギブソン博士の見解に対する反論を見てきた。最後に、ギンザーが本章で言わんとする要点を筆者（山谷）なりに簡単にまとめ、むすびとしたい。ギブソン博士が所有主理論に立っていることに対して、ギンザーは実体論に立っている、ということである。実体理論の立場から、たとえば借入資本上の保有利得を見ている、ということである。この立場からは、イギリスの S S A P 16 の見解は多くの人々の同意を得るために計画された混成の、実践的、非論理的妥協の産物である、ということになる。ギブソン博士は一般指数を用いることをすすめる。一般指数を用いると

いうことは株主のための会計、つまり所有主義理論に立脚することになる。その場合、株主は、一般的にイギリス、スイス、スウェーデン等各国に散らばっているということが考えられるが、どこの国的一般指数を用いればよいであろうか。株主は一般消費者よりも広い消費の型をもっている。また、都市によっても価格の動きは異なる。このようなことから、ギンザーは一般指数を個別企業に用いるのは適当でない、とする。

ギブソン博士は長期貨幣負債に生ずる保有利得を認識しないことは株主に対する利得の否定に通じることになる、という。これに対して、ギンザーは株主を二つの側面から見る。投資されている企業における株主とその企業に投資している個人の株主である。前者は、ギンザーにあっては本来的に実体論が採用されるので、株主は問題とはならない。後者の場合においては、株価が上昇すれば、株主の個人的に設定された勘定で、彼らの株式投資を増加させたり、あるいは株主であると同時に、債務者として長期貨幣負債を負っていれば、そこに生ずる利得を計上したりすることには、拒否もしくは否定はしない、とする。この場合においても、後者は現在原価会計として説明できる、とする。ギブソン博士の見解は株主を一側面からのみ見るものである、というのである。

ギブソン博士は借入資本と実物資本を比較して、借入資本上の利得が認識される場合は、同じ年次純利潤をあげるために、前者の方が少ない収益ですむ、という。ギンザーはこれに対して、借入資本上の利得は簡単には分配できない、とする。借入資本上の利得の認識は実際の収益や現金を生むものではない、とする。従って、両資本の間には純利潤について相違はない、というのである。

しかし、どうしても、その利得を利益と見たい人はそれでよい、とも述べる。その場合でも、保有利得勘定、つまり借入資本利得剰余金勘定に残

高が出た時のみ、それは分配可能である、と見る。ギンザー自身は、この勘定はあくまでも、本質的には資本勘定であるから、これが分配される時は資本からの返済である、と見ている。